

地域密着型地方自治制度研究会議 ～ 地方分権関係参考資料 ～

地方分権に関する主な動き

【平成 21 年】

10月7日

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」

- ・ 「第2次勧告」(H20.12)で示した義務付けの見直し 4,076 項目のうち、特に問題のあるとした 892 項目について、具体的に講ずべき措置を提示
- ・ 「国と地方の協議の場の法制化」について委員会試案を提示

11月9日

地方分権改革推進委員会「第4次勧告」

- ・ 地方税財政制度の再構築に向け、地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ、国と地方の税源配分を 5 : 5 へ、地方消費税の充実 などについて勧告

12月14日

地域主権戦略会議の初会合

- ・ 地域主権戦略の工程表「原口プラン」(p2 参照)が提示される。
- ・ 「地方分権改革推進計画」(H21 年末までに決定するとされた政府方針)に、義務付け等の見直しや国・地方協議の場の法制化を盛り込むこと、さらには、改革の基本方針となる「地域主権戦略大綱」を H22 夏までに策定することを確認
- ・ 下部組織として4つの作業グループを設置
 - 義務付けの見直し
 - 出先機関の原則廃止
 - 市町村への権限移譲
 - 一括交付金(ひも付き補助金の廃止)

12月15日

「地方分権改革推進計画」を閣議決定

- ・ 121 項目の義務付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化を決定



【平成 22 年】

3月中(見込み)

- ・ 義務付けの見直しに伴い関係法を一括して改正する「地域主権推進一括法案」が通常国会に提出される見込み。

4月以降(見込み)

- ・ 地域主権推進一括法の一部施行
 - 義務付け等の見直しが順次実現。
 - 地方自治体は条例制定(独自の基準の設定)等の対応を要する。

義務付け等の見直しについて

1 概 況

時 期	内 容
平成 21 年 10 月	地方分権改革推進委員会は、国が自治体の仕事を法令で縛る 892 項目の義務付けを廃止または緩和すべきとした「第 3 次勧告」を提出。
" 12 月	政府は、このうち各府省が応じた 121 項目を見直すとした「地方分権改革推進計画」を閣議決定
平成 22 年 3 月 (予定)	政府は、通常国会に関係法令を一括して改正するための「地域主権推進一括法案」を提出する予定。

特に地方側が求めていた重要な 104 項目のうち、勧告通りの見直しは、わずか 36 項目に止まる地方六団体は「地域主権の理念に沿った内容とは言い難く不十分」とする声明を発表（H21.12）政府は、残された義務付けに関する対応策を今夏までに策定する「地域主権戦略大綱」に盛り込むとしている。

2 主な見直しの内容

(1) 勧告どおり見直される例

項 目	主な義務付けの内容	見直しの方策
公営住宅の入居資格	月収 158,000 円以下 高齢者以外は同居親族が必要	自治体の条例に委任
道路の構造基準	生活道路の歩道の幅は 2 m 以上	
準用河川の構造基準 (市町村のみ該当)	堤防の高さ、勾配、天端幅 などに制限	
介護保険事業の設備・ 運営基準	従業員数、利用者数、設備などに制限	
市町村の基本計画 (市町村のみ該当)	市町村基本計画の策定義務	義務付けを廃止
幼稚園の設置認可	市町村立幼稚園の設置等に 係る県教育委員会の認可を 廃止し、事前届出制に	義務付けを緩和

(2) 勧告の一部に限り見直される例

項 目	主な義務付けの内容	見直しの方策
保育所の設置基準	保育室の床面積は幼児 1 人あたり 1.98 m ² 以上	都市部の自治体に限り 条例に委任

(3) 見直しが先送りされた例

項 目	先送りされた主な義務付けの内容
保育所の設置基準	調理室の設置義務
公立小・中学校等に係る 基準	学級編成、教職員定数（市町村教委は都道府県教委の同意が必要）

義務付け・枠付けの見直しのうち条例制定を要するもの一覧

	府省	法令名	条項	条例委任の対象基準	制定主体
1	文部科学省	へき地教育振興法	5/2	へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準	都道府県
2	厚生労働省	児童福祉法	24/12-1 ほか	指定知的障害児施設等に従事する従業者、設備及び運営に関する基準	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
4	厚生労働省	児童福祉法	45-2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	都道府県、指定都市、中核市(助産施設、母子生活支援施設、保育所に限る)、児童相談所設置市
5	厚生労働省	老人福祉法	17-2	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する基準	都道府県、指定都市、中核市
6	厚生労働省	職業能力開発促進法	15/6-1	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準	都道府県
7	厚生労働省	職業能力開発促進法	15/6-3	公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準	都道府県、市町村
8	厚生労働省	介護保険法	74-1 ほか	指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準	都道府県(指定居宅サービス、指定介護予防サービス) 市町村(指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス)
9	厚生労働省	介護保険法	74-2 ほか	指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準	都道府県(指定居宅サービス、指定介護予防サービス) 市町村(指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス)
10	厚生労働省	介護保険法	88-1 ほか	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準並びに当該施設の設備及び運営に関する基準	都道府県
11	厚生労働省	障害者自立支援法	43-1 ほか	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準	都道府県
12	厚生労働省	障害者自立支援法	44-1 ほか	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準並びに当該施設の設備及び運営に関する基準	都道府県
13	厚生労働省	障害者自立支援法	80-2	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準	都道府県、指定都市、中核市
14	厚生労働省	障害者自立支援法	84-2	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	都道府県、指定都市、中核市
15	厚生労働省 (文部科学省と共管)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3-1- ほか	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準	都道府県
16	"	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	6-2	認定こども園の表示に関する基準	都道府県
17	国土交通省	公営住宅法	5-1	公営住宅の整備基準	都道府県、市町村
18	国土交通省	公営住宅法	23-	公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準	都道府県、市町村
19	国土交通省	道路法	30-1 ほか	都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除く)	都道府県、市町村
20	国土交通省	道路法	45-2	都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識(これらに付随する補助標識を含む。)の寸法及び文字の大きさに係る基準	都道府県、市町村
21	国土交通省	河川法	100により準用する13-2	準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準	市町村

地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)より福島県作成
網掛けは市町村該当分(政令指定都市・中核市は除く)

一括交付金について

1 民主党マニフェスト（抄）

27. 霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【具体策】

国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。

「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

2 民主党政策集『INDEX 2009』（抄）

分権改革

ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、さまざまな利権の温床となっています。これらの補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。真の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、「ひもつき補助金廃止法」を成立させます。

一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は、必要額を確保します。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分します。中央・地方ともに補助金等に関わる経費と人件費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

新たな地方財政調整・財源保障制度の創設

自治体間の財政格差の拡大、地方の財源不足に対応するため、新たな財政調整・財源保障制度を創設します。

（略）

自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。

3 官庁速報（H22.1.5）より

補助金の一括交付金化が焦点

三位一体改革の二の舞い懸念

政府は国庫補助負担金を使い道が基本的に自由な一括交付金に改める際の考え方を10年夏にまとめる「地域主権戦略大綱」に盛り込み、同年度末国会に「ひも付き補助金廃止法」を提出。11年度から段階的に一括交付金化を実行に移していくスケジュールを描いている。地方への税源移譲や交付税との統合など一括交付金化後の扱いは未定で、地域主権戦略会議（議長・鳩山由紀夫首相）を中心に議論される見通しだ。

社会保障や義務教育に関する国庫補助負担金は引き続き国が必要額を確保しているため、実質的な改革対象は公共事業関係を中心に数兆円程度となる見込み。交付金化に際し安定的な地方財政運営を維持するための総額確保と自由度を高める改革を両立できるかなど、制度設計には課題が多い。地方側は国庫負担引き下げによる削減が目立った「三位一体改革の二の舞いになってはいけない」との懸念を強めている。

地域主権担当の逢坂誠二首相補佐官も、「制度設計は簡単ではない」とみている。まず課題になるのが、一括交付金化の対象とする国庫補助負担金の区分けだ。

建設国債が財源となっている施設整備補助金を用途が自由な交付金に改める場合、三位一体改革の時と同様、政府内の調整は難航しそうだ。また、発電施設を抱える自治体向けの電源立地地域対策交付金や、在日米軍・自衛隊の施設を抱える市町村が対象の基地交付金など、地域特性に応じて配っているものは一括交付金になじみにくい。国から自治体を介さずに民間団体に直接渡っている補助金の扱いも課題だ。さらに、用途を限定せず、効率的に使えるようになる分、対象補助金の一定割合を削減した上で交付すべきだとする議論が既に出ており、一括交付金の規模をどれだけ確保できるかは今後の調整に懸かっている。

交付金の配分は財政力の弱い自治体に配慮する方針だが、人口や面積、財政力、社会資本の整備水準などのうち、何を基準にどう配るかといった検討もこれからだ。

一括交付金化には義務付け・枠付け見直しや国の出先機関改革も絡むため、前進させるには相当な調整が必要になる。逢坂補佐官は「三位一体改革の二の舞いだというふうな結果になってしまうと、もう国は信用されなくなる」と指摘。「ここだけは譲れないというルールを決めて慎重に取り組みたい」と話している。